

ARDS 診療ガイドライン 2026

利益相反 (COI) について

経済的 COI について

- ・ 下記の基準 A、B、C に有事項は開示を行う。
- ・ 過去 3 年間に遡り開示する。
- ・ 製薬メーカー等の競争的資金なども、COI の対象とする。
- ・ 主任教授、部門責任者などの立場にある場合、教室（部門）全体に入った資金と見なされる場合には COI として開示する（* 下記の C の項目参照）。

【A. 自己申告者自身の申告事項】

A-1

企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額（1 つの企業・団体からの報酬額が年間総額 100 万円以上のものを記載）

A-2.

株の保有と、その株式から得られる利益（1 年間の本株式による利益）（1 つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上のもの、あるいは当該株式の 5% 以上保有のものを記載）

A-3

企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬（有/無）（1 つの特許使用料が年間総額 100 万円以上のものを記載）

A-4

企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬（1 つの企業・団体からの講演料が年間総額 50 万円以上のものを記載）

A-5

企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料（1 つの企業・団体からの原稿料が年間総額 50 万円以上のものを記載）

A-6

企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費（1 つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた年間総額 100 万円以上のものを記載）

A-7

企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金（1 つの企業・団体から、申告

者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る)

寄附金で実際に割り当てられた年間総額 100 万円以上のものを記載)

A-8

企業などが提供する寄附講座 (企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)

A-9

その他の報酬 (研究とは直接に関係しない旅行, 贈答品など) (1つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上のものを記載)

【B. 申告者の配偶者, 一親等内の親族, または収入・財産的利益を共有する者の申告事項】

B-1

企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職の有無と報酬額 (1つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載)

B-2

株の保有と, その株式から得られる利益 (1年間の本株式による利益) (1つの企業の1年間の利益が 100 万円以上のもの, あるいは当該株式の 5%以上保有のものを記載)

B-3

企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有/無) (1つの特許使用料が年間 100 万円以上のものを記載)

【C. 申告者の所属する研究機関・部門にかかる COI 開示事項】

(申告者が所属研究機関・部門の長と過去 3 年間に共同研究者, 分担研究者の関係にあったか, あるいは現在ある場合に有)

C-1

企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する研究費 (1つの企業・団体か契約に基づいて, 申告者の医学系研究 (助成研究, 共同研究, 受託研究など) に関連して, 当該の長に対して過去 3 年以内に実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられたものを記載) について, 1つの企業・団体からの年間総額が 1000 万円以上のものを記載)

C-2

企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する寄附金(1つの企業・

営利団体から、申告者の研究に関連して、所属研究機関そのものあるいは、部門（病院、学部またはセンター、講座）の長に対して提供され、過去3年以内に実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられたものを記載）について1つの企業・団体からの年間総額が200万円以上のものを記載

C-3

その他（申告者が所属する研究機関そのもの、あるいは機関・部門の長が本学会の事業活動に関係する企業などの株式保有、特許使用料、あるいは投資など）（本学会の事業活動において影響を与える可能性が想定される場合に記載）

学術的 COI について

- ・ 下記の基準 A、B、C に有事項は開示を行う。
- ・ 過去 3 年間に遡り開示する。
- ・ C-1 の項目は Primary COI として扱う。
- ・ C-3,4 の項目は、獲得した研究資金を基に研究している場合は、研究資金源と研究名いずれも開示し、Primary COI として扱う。また、C-3,4 において、それ以外の競争的研究資金を用いない研究、発表、論文の場合は Secondary COI として扱う。

【A. 学術団体における役職】

過去 3 年間の間にすべての全国規模以上の学術団体及びそれに準ずるもの（呼吸器、集中治療など以外の全ての領域の学会を含む）の理事、監事以上の役職についている場合、役職、学会名を記載する。

【B. ガイドラインへの関与】

B-1

過去 3 年間の間にあらゆる診療ガイドライン及びそれに準ずるものにメンバーとして関わった場合、または関わる可能性がある場合、関わったガイドライン名、役職を記載する。

B-2

前版の ARDS 診療ガイドライン 2021 の推奨に関与したパネル委員の場合、その旨を記載する。

【C. 関連する研究への関与】

C-1

推奨形成のためのシステマチックレビューに一次研究として含まれている論文の著者（共著者）の場合、論文名、雑誌名を公開する。（時期については過去 3 年間以前も含む）

C-2

推奨形成のためのシステマチックレビューの出版済み論文の著者（共著者）の場合、論文名、雑誌名を公開する。（時期については過去 3 年間以前も含む）

C-3

過去 3 年間の間に、当ガイドラインの臨床疑問に関連する論文または学会発表の著者または演者（共著者または共同演者を含む）がある場合、論文名、雑誌名または学会発表の演題名、発表学会を開示する。

C-4

過去 3 年間の間に、当ガイドラインの臨床疑問に関連する研究に関与している場合（研究計画書が作成され倫理委員会で承認されており、研究責任者または共同研究者として研究計画書に記載されている場合）、関与している研究名を開示する。